

ワールドマスタースゲームズ 2027 関西・草津市ソフトボール競技 キッチンカー等出店運営要項

1 目的

この要項は草津市で開催される「ワールドマスタースゲームズ 2027 関西・草津市ソフトボール競技」（以下「大会」という。）に、国内外から訪れる選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者の便宜を図るため、キッチンカー等の出店運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

キッチンカー設置個所の指定及び出展可能台数の制限がある。（別紙参照）

ただし、ワールドマスタースゲームズ 2027 関西・草津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、必要に応じて変更することができる。

3 販売品目

食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物（酒類を除く）

4 出店資格と制限

（１）出店申込資格

次の要件を全て満たす法人又は個人とする。

- ・ 公的機関が発行する本市内で有効な営業許可を有すること。
- ・ 食品衛生法に基づく「自動車による営業」の許可を有すること。
- ・ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有すること。
- ・ 出店期間内において営業許可書の期限が有効であること。

（２）出店制限

次のいずれかに該当する場合は出店を認めない。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ・過去３年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。
- ・国税及び地方税を滞納している者。
- ・草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成１４年６月１日制定）に基づく指名停止または草津市物品等の指名停止等に関する基準（平成１０年４月１日制定）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

５ 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を添付したうえで、出店申請書（様式第１号）を実行委員会に提出するものとする。

- （１）営業許可書一式の写し
- （２）食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し
- （３）誓約書（様式第２号）
- （４）販売車写真画像（車幅、全長を記入）
- （５）出店者および従業員の本人確認書類（免許証、パスポート等公的機関が発行した写真付きで本人確認ができるものの写し）
- （６）その他実行委員会が必要と定めたもの

※提出した書類に変更が生じた場合は、速やかに変更となった旨を記載した書類を提出すること。

６ 経費の負担

- （１）売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- （２）出店料は無料。
- （３）施設への売上料納付は「なし」。

７ 出店者の選定

- （１）実行委員会は、第５項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土品のＰＲ等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。これに抛り難いときは、抽選により選定する。
- （２）選定の決定後に実行委員会は、申込者に売店許可決定通知・許可証（様式第３号）を交付する。

８ 出店条件

（１）設置期間

売店の設置期間は、競技の開催期間とする。なお、設置期間中の途中開設・閉設は認

めない。ただし、競技会中止の場合は、この限りではない。

(2) 開設時間

売店の開設時間は、開始式または競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとする。
ただし、実行委員会は、必要に応じて変更することができる。

(3) 設備

電 気：仮設電源設備なし。発電機持込みは可能。ただし、施設の性質上、音の小さいものとし、事前に実行委員会と調整すること。

水 道：飲み水用の水道なし。トイレは使用可能。

ガ ス：無し。プロパンガスは持込み可能。

ゴ ミ：店舗ごとに利用者が見やすい位置にごみ箱又はごみ袋を設置し、持ち帰ること。

出店ごとにキッチンカー及びその周囲を清掃すること。

会場敷地内に汁物や油類及び食品の廃棄は決して行わないこと。

消火器：火器器具を使用する場合は、各出店者で業務用消火器を設置すること。

(4) 注意事項

- ・ 出店許可証を車内又は看板等の見やすいところに掲示すること。
- ・ 出店者が公序良俗に反する使用をした場合及びその他実行委員会が出店を不適当と判断した場合は、出店資格を取り消すことができるものとする。
- ・ 出店者が許可の取消しを受けた場合において、出店者に損害が生じても、実行委員会は一切その責めを負わない。
- ・ 出店権利の第三者譲渡、貸与は禁止する。
- ・ 出店者は設置スペースを第三者に譲渡、貸与及び出店者同士で交換することはできない。
- ・ 食品衛生法その他関連法令を遵守し食中毒の防止に万全を期すこと。
- ・ 出店者は、売り上げ状況や購入層等のアンケートに協力すること。

9 現状復旧

- ・ 出店者はその責めに帰する理由により、出店会場敷地内の施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、出展会場敷地内の施設を現状に回復した場合はこの限りではない。
- ・ 出店者は出店場所の使用に当たり、実行委員会または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければならない。
- ・ 移動販売の実施に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害が生じても、実行委員会は一切その責めを負わない。

10 定めのない事項等の処理

- ・ 本要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（草津市の条例、規則

等を含む。) の定めるところによるもののほか、実行委員会と出店者の協議の上処理するものとする。

11 登録申請書類提出場所及び問い合わせ先

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

ワールドマスタースゲームズ2027 関西・草津市実行委員会事務局
(草津市教育委員会事務局スポーツ推進課内)

TEL : (077) 561-2432

E-mail : sports@city.kusatsu.lg.jp

書類提出及び問い合わせ受付時間 : 午前9時00分～午後4時45分 (開庁時間)